

令和3年 第3回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年2月18日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和3年2月18日

東京都教育委員会第3回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第9号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

第10号議案

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第11号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第12号議案

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第13号議案

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第14号議案

東京都立学校事務職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第15号議案

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第16号議案

令和3年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

第17号議案から第20号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 第四次東京都子供読書活動推進計画（案）について

(2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	秋山千枝子（欠席）
委員	北村友人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤田裕司
次長	松川桂子
教育監	宇田剛
技監	矢内真理子
総務部長	安部典子
指導部長	増田正弘
人事部長	浅野直樹
教育政策担当部長	小原昌
人事企画担当部長	黒田則明
地域教育支援部長	田中宏治
（書記）総務部教育政策課長	秋田一樹

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】ただいまから、令和3年第3回定例会を開会いたします。

本日は、秋山委員から、所用により御欠席との届出をいただいております。

本日は、都政新報社ほか1社からの取材と、3名の傍聴の申込みがございました。また、都政新報社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室し

てください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も、退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様も、マスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、遠藤委員にお願い申し上げます。よろしく御願いたします。

前々回の議事録

【教育長】 1月7日の令和3年臨時会議事録及び1月14日の令和3年第1回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして、御覧いただいたと存じますので、よろしければ、御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございます。それでは、1月7日の令和3年臨時会議事録及び1月14日の令和3年第1回定例会議事録につきましては、御承認をいただきました。

2月4日の令和3年第2回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち第16号議案から第20号議案まで及び報告事項(2)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。それでは、ただいまの件につきましてはそのように取り扱います。

議案

第9号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、これより議事に入ります。

第9号議案から第14号議案までにつきましては、都立小学校の設置に伴う規則の制定に関する議案でございます。

それでは、第9号議案、「東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、第9号議案、「東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。資料を御覧いただけますでしょうか。

東京都教育庁処務規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、東京都教育委員会の事務局の組織について規定する、教育委員会規則でございます。このたび、都立小学校の設置に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

「2 改正内容」のところを御覧ください。

1点目は、都立学校教育部高等学校教育課の分掌事務に、小学校の設置、管理及び廃止に関する規定を追加いたします。

2点目は、指導部義務教育指導課の分掌事務に、都立小学校の教育課程に関すること及び都立小学校の教育内容の指導に関することの規定を追加いたします。

3点目は、これらの改正に伴い、指導部高等学校教育指導課の分掌事務について、文言整理をするものでございます。

処務規則の改正内容は以上でございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からを予定いたしております。

そのほか、処務規則の一部を改正する規則の本文や、処務規則の新旧対照表につきましては、次のページ以降に添付しております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。よろしゅうございませうか。

それでは、質問等がございませうでしたら、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

第10号議案

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第11号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第12号議案

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第13号議案

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第14号議案

東京都立学校事務職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、次に、こちらも都立小学校の設置に伴う規則改正等でございます。第10号議案から第14号議案までについて一括して説明をお願いいたします。

それでは、人事企画担当部長からお願いいたします。

【人事企画担当部長】 管理職手当支給に関する規則の一部改正ほか4件について御説明させていただきます。

本件は、第10号議案から第14号議案までの計五つの議案から成っております、いずれの議案につきましても、各々都教育委員会規則について同一の理由により改正を行うものとなっておりますので、一括して説明させていただきます。

第10号議案から第14号議案資料を御覧ください。

まず、「1 改正理由」でございますが、先ほどの処務規則の一部改正と同様、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校を設置することに伴い、従来から都立学校に適用されてきた規定の適用範囲を、小学校に拡大するため、改正をするものでございます。

「2 改正の対象となる規則及び改正内容」についてですが、計五つの規則を改正する必要がございます。

6ページの新旧対照表を御覧ください。管理職手当支給に関する規則でございます。「別表第一」の「学校区分」に、都立の小学校を加え、都立小学校の校長等に管理職手当を支給することができるように改正するものでございます。

次に、11ページの新旧対照表を御覧ください。学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則でございます。

「別表第一」の「支給範囲」に、都立の小学校を加え、都立小学校の教育職員等に特殊勤務手当を支給することができるよう改正するものでございます。

次に、16ページを御覧ください。都立学校等に勤務する時間講師に関する規則でございます。

第1条及び第2条に、都立の小学校を加え、都立小学校に時間講師を配置することができるよう改正するものでございます。

次に、21ページの新旧対照表を御覧ください。都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則でございます。

第1条及び第2条に、都立の小学校を加え、都立小学校に日勤講師を配置することができるよう改正するものでございます。

最後に、26ページを御覧ください。東京都立学校事務職員等の職名に関する規則でございます。

第2条において定める「事務職員等」の定義を改め、都立小学校に事務職員等を配置することができるよう改正するものでございます。

恐れ入りますが、1ページの議案資料にお戻りください。

「3 施行期日」を御覧ください。

これらの改正につきまして、先に御審議いただきました、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例等と同様に、公布の日を施行予定日としております。

「4 その他」でございますが、この改正につきましては、本案決定後、知事に公報掲載を依頼する予定でございます。

併せて、(1)管理職手当支給に関する規則から(4)都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則までの改正につきましては、人事委員会の承認を得る必要があるため、必要な手続を講じてまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

【北村委員】 どうもありがとうございました。

これは、必要な改正ということで、特にこの改正についてのことではありませんが、都立小学校について意見を述べさせていただきます。

今後、都立小学校が開校されていく暁には、いわゆる小中高が一体になって、教育改革を進めたりすることができるわけですので、その中での人事交流とかが行われればと思っております。

小学校の先生は、中学校、高校で何をしているか知らなかったり、逆もまたしかりで、小学校でどんなことをしているかということ、中学校、高校の先生方が知らなかったりします。

少しずつ連携というものが進んではいますが、まだまだ十分ではない中で、今後は人事交流を含めて、先生方にとって新しい学びの在り方に挑戦するような場になっていただきたいなと思います。

今回の改正とは関係ありませんが、そういうことに挑戦する先生方をサポートするような人事の仕組みとか何か、工夫をしていただけると、より魅力ある学校として、意欲のある先生に来ていただいて、力を発揮していただけるとありがたいと思いますので、

そういったことを今後考えていっていただきたいと思います。

今回の改正についてではありませんが、せっかくの機会ですので、一言お話させていただきます。

【人事企画担当部長】 ありがとうございます。承知いたしました。

【教育長】 研究という意味では、少し幅広い、いろいろな部分の研究ということで、今後も考えていきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

御説明のとおり、必要な改正だと思うのですが、都立学校として初めての小学校ということで、この改正をするに当たって、小学校ならではの特殊な勤務形態とか、あるいは勤務上の問題点というようなことも、御議論なされたのでしょうか。

小学校ということであれば、公立の区市町村立の学校が既にあるわけですから、その中で生じている、例えば、保護者との関係から生じる勤務上の問題だとかいったようなことも、いろいろあると思います。

そうしたことも含めて、都立小学校の勤務に関する諸規則をつくるに当たって、事前に議論されたのでしょうか。ただ単に、今ある勤務規則に小学校をくっつければいいということではいけないと思います。

既存の小学校の先生方の勤務形態の中から学ぶべきこと、問題点といったものが、多分、事前に十分勉強されて、周到的な議論を重ねたと思うのですが、ここに至るまでの検討状況等がございましたら、何か御参考までに教えていただければと思います。

【人事企画担当部長】 小学校ということですので、所管とは綿密に情報交換しながら、規則改正等について検討してきたところでございます。

ここに出ておりますのは、条例、規則の公式のものでございますので、ほかの公立の小学校と同様に、任用、給与に関することでもありますので、特に、都立学校だからということでの規則改正はありませんが、実際の運用の中では、情報交換を密に行いながら進めていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見等がございませんようでしたら、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございませうか。 ——〈異議なし〉—— ありがとうございます

ございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

第15号議案

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、次に、第15号議案、「へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、引き続き、人事企画担当部長からお願いいたします。

【人事企画担当部長】 「へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定」につきまして御説明させていただきます。第15号議案資料を御覧ください。

まず、「1 改正理由」でございますが、東京都立青鳥特別支援学校八丈分教室の設置及び番地名称変更等に伴い、へき地手当等の支給条件を定めた規則について改正するものでございます。

「2 改正内容」でございますが、6 ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、東京都立青鳥特別支援学校八丈分教室が設置されたことに伴いまして、ここに勤務する職員に、へき地手当等を支給することができるようにするため、「別表第一」の「三級地」の中ほどに、「東京都立青鳥特別支援学校八丈分教室 八丈町大賀郷三千二十番地」を、新たに追加いたします。

次に、番地名称の変更等に伴う改正といたしまして、「三級地」の「新島村立新島中学校」の所在地を、「新島村本村四丁目七番一号」から、「新島村本村四丁目十番十二号」と改めます。

また、「四級地」の利島村立利島小学校及び、次ページの利島村立利島中学校の所在地を、「利島村十三番地」から「利島村八十七番地」に改めます。

恐れ入りますが、1 ページの議案資料にお戻りください。

「3 施行期日」を御覧ください。施行日は、公布の日からとしておりますが、東京都立青鳥特別支援学校に係る改正につきましては、令和3年4月1日から施行とすることとしております。

「4 その他」でございますが、この改正につきましては、本案決定後、知事に公報

登載を依頼するとともに、人事委員会の承認を得る必要があるため、必要な手続を講じてまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 ありがとうございます。

すごく素朴な質問ですが、どうしてこの所在地の番地が変更になったのでしょうか。

【人事企画担当部長】 利島村につきましては、地番名称の変更でございます。

新島村につきましては、移転に伴う変更でございます。

利島村は、平成26年4月、新島村は、平成28年4月からでございますが、規則改正を地番変更のたびに行っていくと、煩雑になりますので、何かほかの改正があるときに行うということにしております。

【北村委員】 分かりました。ありがとうございます。

もう一つですが、これは、事実としてこういう形ですし、分教室の設置に伴い、それを追加するというので、こちらについてもこのままで結構かと思えます。

島しょ地域の教育のこととかということ議論する機会が、教育委員会の場でありませんし、訪問することも、特に今はできない中で、どのような教育が行われているのかですとか、どんな課題があって、それに対して、教育委員会がどのように答えられるのかというようなことについて、これは、人事企画担当部長に申し上げるというよりは、教育委員会全体の課題として、ときにはそういうことについて情報共有していただく場をつくっていただければと思います。

島しょ地域のことというのは、なかなか目が配りにくくなるという面があると思えますので、是非そういう情報を教育委員会に教えていただけると、そこである課題について、我々もいろいろ考えることができるのではないかと思います。

【教育長】 ありがとうございます。

何かの機会のときに、テーマを決めてと思います。これから、少人数学級とかいろいろな意味で参考になる部分もあると思えます。

【北村委員】 そうですね。最近、奥多摩のほうに何回か行かせていただいたりしていますが、そこにある良さとともに、教育長が今おっしゃったような少人数学級のことと

か、都市部の学校とか違う課題がいろいろありますので、そんなことについても、何かの機会に議論させていただければ嬉しいなと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。
——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

報 告

報告事項

(1) 第四次東京都子供読書活動推進計画（案）について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(1)「第四次東京都子供読書活動推進計画（案）について」の説明を、地域教育支援部長からお願いいたします。

【地域教育支援部長】 それでは、「第四次東京都子供読書活動推進計画（案）」につきまして、報告資料(1)により御説明させていただきます。

まず、「1 計画の位置付け」です。

平成13年度当時、「本を読まない子供が増えている」といった報道等への関心の高まりなどを背景に、議員立法で、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。

基本的な理念、目的は、「子供の自主的な読書活動のために環境整備をする」ということです。

それを着実に進めるため、国は、計画策定を義務付けられました。「計画」という名称になっておりますが、内容としましては、取組の方向性や基本的な考え方、望ましい事例を示すといったことが、主な内容になっておりまして、実態は「指針」に近いものといえます。

都道府県、市町村は、国の計画を基本方針とするとともに、それぞれの地域の実情を踏まえて、計画を策定することが、努力義務として定められております。

東京都では、資料のとおり、国の改定内容を見ながら、第一次から順次改正をしているところでございます。

「2 これまでの成果・課題」です。

第三次計画では、三つの目標を掲げ、取組を推進してまいりました。

一つ目は、「不読率の更なる改善」です。

法律の目的は、子供の自主的な読書活動を進めることで、そのための様々な取組の結果が、「不読率」という指標であらわれます。

高校生では、改善率が低く、「本を読む時間がなかった」と答えた生徒が多かったですが、取組を始めた平成15年頃から見ると、全般的に大きな改善傾向が継続しておりまして、様々な主体が地道に取り組んでいただいていることで、総体として一定の効果を挙げているというふうに考えてございます。

二つ目は、「読書の質の向上」です。

図書館、学校等において、読書の質を高める様々な取組を行っておりますが、引き続き、読書への関心や意欲を高めるような働き掛けが必要というふうに考えてございます。

3つ目は、「読書環境の整備」です。

区市町村での計画の策定に関しては、ほとんどの自治体で計画的な取組が行われておりますが、学校では、「読み聞かせ」等のノウハウ、区市町村図書館では、ボランティアの育成などが、課題として認識されておりまして、引き続き、取り組む必要があるというふうに考えてございます。

「3 第三次計画策定後の状況変化」でございます。

まず、「学習指導要領等の改訂・告示」です。

国語科を要としつつ各教科などの特質に応じて、言語活動を充実すること、また、学校図書館を計画的に利用して、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが規定されました。

二つ目は、文部科学省「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）でございます。

その中では、「発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である」という指摘などが行われました。

三つ目は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）でございます。

障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、これが制定されました。

四つ目に、この法律に基づき、令和2年7月に、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する基本計画」というものを国が策定いたしました。

アクセシブルな電子書籍の充実等、視覚障害者等の読書環境整備などの方針を示しております。

「4 第四次計画の検討」です。

これらを踏まえまして、令和2年7月から、学識経験者、各校種ごとの校長先生、区市の公立図書館長などの関係者で構成する検討会を設置し、今後の施策の方向性を検討してまいりました。

次のページを御覧ください。

「5 第四次計画の基本的な考え方」です。

まず、基本方針として、学校や、幼稚園、保育園、図書館、家庭、地域、行政が連携して、都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的、自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進してまいります。

計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間です。

計画の目指すものとしては、以下の4点を掲げます。

1点目は、「乳幼児期からの読書基盤の形成」です。

国の第四次計画において、高校生の不読率が改善しない原因として「中学生までの読書習慣の形成が不十分である」と分析されていること、また、都においても、高校生の不読率は、小中学生と比べると高い状況にあることから、発達段階ごとの読書習慣の形成、定着に向け、読書への関心を高める取組に努めてまいります。

また、国の計画内容を踏まえ、不読率の更なる改善と区市町村での読書活動推進計画の策定を、成果指標として挙げることにします。

2点目は、「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」です。

学習指導要領の規定を踏まえ、学校全体での読書活動、学校図書館の活用の推進、各教科等での学習活動において学校図書館を利活用する機会を一層増やしていくことを目指してまいります。

3点目は、「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」です。

「読書バリアフリー法」の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず、全ての子供が等しく読書をすることができるよう、読書環境整備の更なる推進を目指します。また、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒など、多様なニーズに配慮してまいります。

4点目は、「読書の質の向上」です。

読書の幅の拡大や、読書に主体的に関わる態度の育成を図ることを、引き続き目指してまいります。

次に、「6 主な取組」です。

乳幼児につきましては、保健所での乳幼児健診など、様々な機会を活用して、子供への「読み聞かせ」や、保護者等への、乳幼児期の読書の重要性について啓発を行っていきたいと考えております。

更に、乳幼児期の「読み聞かせ」に関する情報発信を、継続して行ってまいります。

小・中学生につきましては、従来の様々な取組に加え、学校図書館の利用、定着に向け、新入生への使い方ガイダンスの充実や、子供が読んだ本を記録する「読書カード」などの活用を、新たに挙げております。

このほか、効果的な実践事例を紹介するなど、必要な情報を提供し、小中学校等の取組を支援してまいります。

高校生等につきましては、各教科等における文章理解や、調べ学習等の指導の工夫や、高校生による書評合戦などの取組を継続いたします。

加えて、都立図書館でこれまで校外学習で受け入れてきた図書館活用講座のノウハウを生かして、「オンライン講座」を実施するとともに、興味、関心を引き出し、ほかの高校生と読書の楽しさを共有できる、参加型の展示等を新たに実施いたします。

特別な配慮を必要とする子供に対しましては、障害に応じた「読み聞かせ」の工夫や、デージー図書など、デジタル技術の活用に努めます。

更に、都立図書館に、読書をするのが難しい子供に、易しくて分かりやすいLLブックなどの「読みやすい本コーナー」や、日本語を母語としない子供等の読書活動の支援のための「やさしい日本語コーナー」を、新たに設置いたします。

また、これらの取組を充実するため、区市町村における計画策定の推進や、子供を支える人材の育成や、啓発、広報といった活動を推進するための基盤づくりを、引き続き行ってまいります。

以上のような取組を通じまして、学校、図書館、家庭、地域、行政が連携して、都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的、自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進してまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、「7 今後の予定」でございます。

今日から本案の公表を開始し、3月3日までパブリックコメントを実施し、これを踏まえて、年度内を目途に事務局にて策定、公表させていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 ありがとうございます。

今回の第四次の計画について、その背景も含めて、よく分かるように御説明していただきました。

御説明の中にもありましたように、新しい学習指導要領が探究的、主体的な学びといったものを進めていく中で、読書というのは、非常にコアになる活動の一つだと思いますし、以前に、総合教育会議で、国立情報学研究所の新井先生から、「日本の高校生たちは読解力が十分じゃない」というお話がありました。

そういったことを考えた上でも、読書というのは大事な活動の一つだなと考えております。

ただ、同時に、読書というのは、必ずしも押し付けられてするものでもないと思います。読む喜びとか、本を読むことによって空想する楽しみとか、自分が面白いと感じるから読書をしようと思うのであって、「読みなさい」と言われて、無理やり読むものでもないと思います。

皆さんも御記憶にあると思いますが、読書感想文みたいなものを無理やり書かされて、

面白くもないのに、何かそれらしいことを書かなければいけないとかということがあって、これは、苦痛ですから、かえって読書嫌いを増やすのではないかということは、昔から言われているわけです。

そう考えると、「いろいろな工夫をしましょう」ということで、子供たちが面白がりながら、楽しみながら読む環境というものが、まずは大事なのかなと思っております。

もちろん、計画ですので、一定の数値目標を立てたりするということは、大切だと思いますが、その数字を達成するためだけに、無理やり学校で読書の時間をつくったとしても、その時間に子供たちが本当に楽しく読書しているかということは、分からないところもあるわけです。

ですので、その辺は少し留意が必要かと思いつつ、同時に、環境に恵まれない子供たちにとっては、学校でそういう本に触れる機会がないと、日常生活の中で自発的に読めるかということ、ここの計画の9ページの中にも、例えば、「読書活動を取り巻く環境」のところで、「読まない」という回答の中に、「家の中に本がある」とか「ない」とかの質問があったりしています。

この「本がある」というのは、教育格差を研究するときにも、「家庭にどのぐらい蔵書があるか」などというのは、教育社会学でよく指標に使われてきたものですが、そういった本が家になかなかない子供たちというのは、放っておくと、読む機会がなかなかないので、そういった子供たちに対して、「こんな面白い本があるよ」ということでは、学校での読書活動というのも、当然、意義があると思います。

また、先ほど少し出てきたように、例えば、外国籍の子供たちの中で、日本語が余り得意でない子供にとっては、その学年に適した本というのは難しかったりするわけです。

例えば、中学生や高校生であっても、もう少し読みやすいもので、子供っぽ過ぎないものとか、読んでいても恥ずかしくないような、もう少し読みやすいように工夫した本を読むようにしてあげるとか。また、日本語以外の本も、場合によっては少し置いてあげたりすることで、読書の習慣をつけていくためには必要かもしれないと思います。

現場での工夫をそれぞれの学校でやられていると思いますが、できることというのはたくさんあると思います。

そういう意味では、今回、例えば、バリアフリーの話などは、すごく大事なことだと思います。これは、十分意識されているかなと思います。本へのアクセシビリティがあ

るかないか、その環境があるかないか、その環境をどのように学校でつくってあげるのか、というようなことを考えながら、無理やり押し付けの読書ではなくて、自発的に楽しみながら、読書ができるようにしていただきたいと思っております。

読書というのは、人生を豊かにするものだと思しますので、そういうことを大事にしたいというのが、一番申し上げたかったことです。

最後に、高校生の不読率が改善しないということについてですが、その原因の一つが、「中学生までの読書習慣の形成が不十分」ということが挙げられていました。

それはそうだとは思いますが、もしかすると、高校生ぐらいになると、もうネットを見たりとか、ほかのことで忙しくて、読書する時間がないという場合も多いと思います。

YouTube とかを見ているだけでは、読書とは関係ないかもしれませんが、そこで文章を読んだりしているかもしれないわけです。もちろん、どんな文章を読んでいるかわかりませんが、ネット上の文章をきちんと読み取る技術というものが、これこそ読解力かもしれませんが、そういったことも含めて、学校で文字を読んで理解し、その行間からいろいろ空想したりして、想像を膨らませたりするというようなことにつながっていけばと思います。

ですので、ネットを見ていることを否定するだけではなくて、高校生の習慣に沿いながら、文字と接する機会をどうやって増やすとか、まだまだいろいろな工夫の可能性もあるかもしれないと思っております。

いろいろ申し上げましたが、非常に大事な取組だと思いますし、こういった計画があることの基本的な方向性は賛成しています。ただ、これを立てたことで、数値目標ばかりを追いかけてしまって、本質的なところを忘れないように御注意していただければと思います。よろしく願いいたします。

【地域教育指導部長】 ありがとうございます。

国の計画を基本としてというふうに書いておりますので、この指標の説明の仕方も十分留意して、目的と手段が逆転しないように、説明の仕方を心掛けてまいります。

ただ、国の方で挙げていますので、一応、私どもでも、取組の結果として、指標としてあらわれてくるということで、数字自体を目標としないようにということで、しっかり努めてまいりたいと考えております。

高校生の御指摘につきましても、そういう議論はありまして、「いろいろ忙しいので、やむを得ないのではないか」ということは言われております。

ただ、今回、乳幼児期まで入れて、発達段階に応じて、習慣をつけるのが大事だということがありまして、そのところでの習慣づけというものが、確実なものになれば、一旦は、高校生のときに忙しくて、本から離れても、大学なり社会人なりになったときに、また読書の習慣が返ってくるだろうと考えて、自主的な読書活動が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

【北村委員】 よろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

この読書の問題についてお話を始めると、1時間でも2時間でもしゃべることになりますが、この第一次の計画が平成15年3月に出了ましたよね。

私は、それ以前の平成14年ぐらいだったと思いますが、ボランティアで小中学校に出掛けていたとき、江戸川区の二之江第三小学校でしたか、読書の時間というものを始めたのです。

北村委員から「読書の時間というのは押し付け」というお話もありましたが、余りにも本を読まないで、その先生が、朝15分だけ、「何でもいいから、本を持ってきて読め」と言われたのです。

そうすると、「漫画でもいいのですか」と子供が聞きましたら、「それでもいい。机に座って本を目の前にする時間を持つ習慣をつけてもらえばいい」と言われたわけです。

そういうことで始めたところ、それがだんだん、1か月、2か月たったら、最初は漫画の本を持ってきていた子供が、普通の本を持ってくるようになったという話でした。

その後、いろいろな学校を訪れていますが、そうした取組が広がって行って、今は非常に多くのところで、「読書の時間」というものができていると思います。

これは、区市町村の範ちゅうだと思えますが、公立の小中学校でそうした「読書の時間」というものがどのぐらい普及しているのでしょうか。これは、文科省の要請とか指導とかの強制的なものではなくて、自発的なものから、一つのカリキュラムに入ってきているのではないかと思います。

こういう学校段階では、あれから十数年たっているわけですが、どれぐらい広がっているか。これは、東京都の教育委員会でデータとしてお持ちではないと思いますが、感覚的なものがあれば教えていただきたいと思います。

逆に言えば、北村委員が言われましたように、先生によっては、「上の方から読書の時間をつくれと押し付けられている。冗談じゃない。こっちはほかの教科で忙しいのに」というような反発もあると思います。

しかし、長い間の社会人生活を振り返ってみると、いかに読書力、読解力の衰えがひどくなっているかということ、日々の仕事を通じて実感しているものですから、これは、もっとしっかりやっついていかないといけないと思っております。

ですので、この取組自身は非常にいいことだと思いますので、是非推進していただきたいと思います。

それから、電子書籍との兼ね合いについてです。

この「読書の中にはSNSとかいうものもある」というお話もありましたが、かなりの書籍が電子書籍化していますので、そういうものも含めての話だと思います。その辺、教科書の電子化も含めて、そういう方向に進んでいると思います。

ただ、電子書籍について私も取り組んだことがあります。老人にとっては、目が疲れてしまって、「これは読めないな」と思ったことがあります。

一方で、若者が電子書籍に多くの時間を使うことによって、健康上の問題が出てこないかということもあると思います。

それから、高校生の問題については、大学入試の方向性が、記述式が多くなり、文章を考えなければ解けないような問題が増えてきているという現実の中で、読解力、読書力がより必要になってきています。

そういう意味では、「受験に必要だよ」と言えば、本を一生懸命読むようになるのではないかという気もしています。

私は、高校のときに親から言われたのは、「本ばかり読んでいて、勉強しないでどうするのか」ということだったのですが、「本を読むということが勉強だ」ということは、その後の社会生活で非常に役に立ったと思っています。高校生のとき受験勉強よりも本をたくさん読んだことが、役に立ったという経験があります。

最後に、北村委員が御指摘になったバリアフリーの問題についてです。

高田馬場に点字図書館があります。目の不自由な方がそこで多くの書籍に触れておられるわけですが、一方で、点字化することは非常にコストもかかりますので、ボランティアでもって、音声訳するグループがいろいろなところに出てきています。

こういうボランティアの方々が頑張っておられるわけですが、そういう方々に対する支援を是非お願いできればと思いますので、「バリアフリーへの対応」ということを掲げるのではなくて、財政的な支援ということで、そういうボランティアの人たちをサポートするというようなことも、必要ではないかと思っております。

【地域教育支援部長】 どうもありがとうございました。

平成14年頃に比べると、この間に3回も計画の改定をして、その都度、理解を深めていただくということが続いております。小学校では、読書関係でボランティアに入っている学校というのは、9割以上というふう聞いております。

それから、学校経営計画で、その読書活動の推進というような類いのものを、経営方針に入れていただいている小中学校というのも、小学校は96.7ページとすごく高くなっておりまして、中学校も9割を超えているということで、この10年以上の取組の中で、考え方は浸透していると思っております。

それから、御心配の中身についてですが、例えば、ボランティアの方々の関わり方につきましても、考え方の工夫とかが、マニュアルですとか研修とかで、順次精査されてきております。

強制になっては長続きしないということで、先ほど御紹介されたみたいに、本人が主体的に関心を持ってもらうみたいな関わり方についても、実践が進んでいるということで、かなりこの間の取組は成果を上げてきて、定着しているというような状況にあると考えております。

それから、電子書籍のことについては、現実問題としてはいろいろありますが、前向きに活用の方向で取り組んでいきます。不読率の調査においても、電子書籍は従前から本の対象としております。

それから、その活用が、活字とかが読みづらい方にとってのアクセスを高めるということにもなりますので、私どもとしても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【山口委員】 ありがとうございました。

委員のお二人がおおむねのことを言われましたので、特には申しませんが、やはり、生活習慣というものが変わってきていて、なかなか難しいというのが現実だと思います。

「だけど、大事だよね」ということは、時代とか社会とかが変わっても、受け継いでいかなければいけないものだと思っております。

昔は、子供を寝かせるときに、親が本を読んでやるという風景があって、「もっと読んで」と子供が言っても、「これはまた明日」みたいな話がよくありました。

そんなところから、「自分で読めるようになりたい」とか、「次を知りたい」とか、そういうようなことが多くあったと思うのですが、今はどうなっているのかなあと思います。

それが、良いとか悪いとかいうのではなくて、生活習慣そのものが変わってくることによって、どうしても本から離れて行って、ほかに興味や関心とかが増えてきているので、なかなか難しいのかなとは思っています。

ただ、「ハマるとハマる」と思います。変な日本語ですが、そこにどうやってもっていくかということも、方法論を考える必要もあると思います。

「寝ずに読みたい本」とか、「終わりそうになると、取っておきたい」とかいうものが、皆さんもそういう経験があると思うのですが、そういう経験をどのように子供たちにさせるかという、こういう方法論のところを、皆さんが知恵を出し合ってやっておられるとは思いますが、更にやっていかなければいけないなということを、皆さんのお話を聞いていて思いました。

それから、最近では、ツイッターとかメールとかを使う機会が増えているため、短い文章で相手に自分の意思を伝える場合が多くなっていますが、逆にいうと、それだけの文章で意味を読み解くということが多くなっていると思いますので、長い文章を読むのが苦手になっているというところがあると思います。

例えば、新聞とか雑誌とかもそうですが、全て読んでじゃなくて、斜め読みをしたり、タイトルだけを見て、判断してしまうということは、情報リテラシーの概念からも、非常に危険なことだと思います。

本というのは、例えば、推理小説もそうですが、最後に大どんでん返しがあるじゃないですか。そう思っていたのに、「えー!？」みたいなことがありますよね。

ですから、「最後まで読まないといけないこともあるんだよ」とか、「そういうところを注意深くしないといけないよね」というようなところを、その先に、遠藤先生が言われたような、「生きていく力」というものと結びついていくんだよということを、読書を通じてきちんと身につけていただければと思います。

もちろん、そういうことを最初に言ってしまうと、嫌がられてしまうかもしれませんが、与える方としては、「だから、大事なんだよね」というものを、「この時代だからこそ大事なんだ」というところを、ちゃんと踏まえながら、子供たちに提供していかなければいけないと思っております。

そういう意味では、バラエティというのは、すごく大事ですよ。本も売れないので、どうい本を出版したらいいかということについて、出版社等も苦心していると思いますが、子供たちが読みたいような本をどんどん出していただくような環境づくり、支援というものも必要だと思っております。

これは、東京都教育委員会ができることではないかもしれませんが、社会の課題の一つとして考えていく必要があると思っておりますので、是非その方法論のところを更に御議論いただいて、よりよい方向に進めていただければと思っております。

感想です。ありがとうございました。

【地域教育支援部長】 ありがとうございました。

今回、乳幼児期からの読書の重要性を理解してもらうということを、新たなテーマとして設けております。

私どもは、従前からの「早寝早起き」の重要さというものを啓発するプロジェクトを続けておまして、その冊子を配ったり、ホームページで新しい子育てのための情報を発信したりということをしております。

その中で、「いい本の紹介」というようなこともやっておりますので、保護者の方々にも関心を持っていただいて、いろいろ情報提供をしていくという取組を、今後も充実させてまいりたいと考えております。

2点目の御指摘の件は、正に、発達段階に応じて適切に指導していくというテーマで、リーダーとなるような先生方は、今御指摘のようなことも、課題として理解されていると思っておりますので、今後とも研究しながら、適切に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 令和3年3月11日（木） 午前10時 教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、3月の第2木曜日となります3月11日午前10時より、教育委員会室にて開催したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、次回の教育委員会につきましては、3月11日に開催いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉—— ありがとうございます。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時53分)